

名古屋税理士会昭和支部との協議会

令和6年2月8日(木)

15:50～16:15

天白文化小劇場

1 税務署長あいさつ

2 税務署からの連絡事項

(1) 確定申告関係書類の提出について

イ 電子申告添付書類のイメージデータによる提出について(資料1)

ロ ふるさと納税について

(2) 確定申告書の書面提出時の留意事項について(資料2)

(3) 所轄税務署変更時における整理番号の取扱いについて

(4) 還付申告に係る訂正申告について

(5) 口座振替依頼書の提出について

(6) 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付についてのお願い」の発送について

(7) 令和6年分所得税の定額減税について(資料3)

3 その他

イメージデータで提出可能な添付書類 (所得税確定申告等)

イメージデータ (PDF 形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。
なお、この一覧は、令和 5 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項 ○

- 「生命保険料控除の証明書」など、記載内容を入力して電子データ (XML 形式) により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続 \(所得税確定申告等\)](#)」でご確認ください。
- 法令により『登記事項証明書 (不動産及び商業・法人)』の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は[こちらの](#)ページをご覧ください。

主な項目	添付書類の名称
給与所得者の特定支出の控除の特例 (所得税法第 57 条の 2)	特定支出の支出の事実及び支出した金額を証する書類
分配時調整外国税相当額控除 (所得税法第 93 条)	分配時調整外国税相当額を証する書類
死亡した場合の確定申告 (平成 18 年国税庁告示第 32 号) ※ 令和 2 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告以降適用	① 準確定申告の確認書 ② 委任状 (準確定申告用)
国外居住親族に係る障害者控除・配偶者 (特別) 控除・扶養控除 (所得税法施行令第 262 条第 3 項)	国外居住親族について、障害者控除・配偶者 (特別) 控除・扶養控除を受ける場合の親族関係書類及び送金関係書類 など
肉用牛の売却の特例 (租税特別措置法第 25 条)	① 肉用牛売却証明書 ② 肉用子牛売却証明書

主な項目	添付書類の名称
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 (租税特別措置法第 41 条等)	① 登記事項証明書 ② 請負(売買)契約書の写し ③ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(適用 1 年目のみ) ④ 補助金等の額を証する書類 ⑤ 増改築等工事証明書 ⑥ 長期優良住宅建築等計画(低炭素建築物新築等計画)の認定通知書の写し ⑦ 住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書(認定低炭素住宅建築証明書) ⑧ 検査済証の写し ⑨ リ災証明書(その写しを含む) ⑩ 住宅省エネルギー性能証明書 ⑪ 建設住宅性能評価書の写し など
住宅耐震改修特別控除 (租税特別措置法第 41 条の 19 の 2) 住宅特定改修特別税額控除 (租税特別措置法第 41 条の 19 の 3) 認定住宅等新築等特別税額控除 (租税特別措置法第 41 条の 19 の 4)	① 住宅耐震改修証明書 ② 請負(売買)契約書の写し ③ 補助金等の額を証する書類 ④ 登記事項証明書 ⑤ 増改築等工事証明書 ⑥ 認定通知書の写し ⑦ 住宅省エネルギー性能証明書 ⑧ 建設住宅性能評価書の写し など

<譲渡所得等>

以下に記載のない項目及び添付書類についても、イメージデータで提出可能です。(電子データにより提出可能な添付書類を除きます。)

主な項目	添付書類の名称
優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (租税特別措置法第 31 条の 2)	譲渡資産に関する証明書等
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (租税特別措置法第 31 条の 3)	売却した居住用財産の登記事項証明書
収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 (租税特別措置法第 33 条の 4)	① 収用等証明書 ② 公共事業用資産の買取り等の申出証明書 ③ 公共事業用資産の買取り等の証明書
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第 34 条)	特定土地区画整理事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類等

主な項目	添付書類の名称
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第 34 条の 2)	特定住宅地造成事業等のために土地等の買取りがあったことを証する書類等
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第 34 条の 3)	農地保有の合理化等のために譲渡した場合に該当する旨を証する書類等
被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第 35 条第 3 項)	① 売却した被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の登記事項証明書 ② 被相続人居住用家屋等確認書 ③ 耐震基準適合証明書または建設住宅性能評価書の写し ④ 売買契約書の写し など
低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除 (租税特別措置法第 35 条の 3)	① 低未利用土地等確認書 ② 売買契約書の写し
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (租税特別措置法第 41 条の 5)	① 売却した居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ② 買い換えた居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ③ 買い換えた居住用財産の住宅借入金等の残高証明書 など
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (租税特別措置法第 41 条の 5 の 2)	① 売却した居住用財産の登記事項証明書、売買契約書の写し ② 譲渡した資産に係る住宅借入金等の残高証明書 (譲渡契約締結日の前日のもの) など

イメージデータで提出可能な添付書類

(贈与税申告)

イメージデータ（PDF 形式）による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。

○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項 ○

- 「相続時精算課税選択届出書」など、電子データ（XML 形式）により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。
なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続（贈与税申告）](#)」でご確認ください。
- 法令により『登記事項証明書（不動産及び商業・法人）』の添付が規定されている手続については、申請者が記載等により必要事項を税務署等に提供する場合、登記事項証明書の添付を省略することができます。詳細は[こちらのページ](#)をご覧ください。

I 法令上提出する必要がある書類

主な項目	添付書類の名称
e-Tax（XML 形式）による提出ができない申告書	「 贈与税申告書等の e-Tax 提出方法一覧 」で「PDF」と表示した帳票
贈与税の配偶者控除 （相続税法第 21 条の 6）	① 戸籍の謄本 ② 戸籍の附票の写し ③ 登記事項証明書などで受贈者が控除の対象となった居住用不動産を取得したことを証する書類 など
直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 （租税特別措置法第 70 条の 2）	① 戸籍の謄本 ② 所得税の合計所得金額を明らかにする書類 ③ 登記事項証明書 ④ 売買契約書の写し ⑤ 増改築等工事証明書 など
直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例 （租税特別措置法第 70 条の 2 の 5）	戸籍の謄本 など

主な項目	添付書類の名称
農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除 (租税特別措置法第 70 条の 4)	① 農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書 ② 農業委員会の証明書 ③ 戸籍の抄本 ④ 市(区)町村長の証明書 ⑤ 贈与の事実を証する書類 ⑥ 農地等の贈与に関する確認書 など
個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除 (租税特別措置法第 70 条の 6 の 8)	① 事業用資産納税猶予税額の計算書 ② 特定事業用資産等の明細書 ③ 都道府県知事の認定書の写し及び申請書の写し ④ 都道府県知事の確認書の写し及び申請書の写し など
非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第 70 条の 7 の 5)	① 特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) ② 定款の写し ③ 株主名簿の写し など
非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除 (租税特別措置法第 70 条の 7)	① 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) ② 定款の写し ③ 株主名簿の写し など
医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の納税猶予及び免除 (租税特別措置法第 70 条の 7 の 9) 医療法人の持分に係る経済的利益についての贈与税の税額控除 (租税特別措置法第 70 条の 7 の 10) 個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があったものとみなされる場合の特例 (租税特別措置法第 70 条の 7 の 11)	① 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書(贈与税) ② 定款の写し ③ 認定移行計画の写し ④ 出資者名簿の写し など
東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の 2)	① 戸籍の謄本 ② 所得税の合計所得金額を明らかにする書類 ③ 登記事項証明書 ④ 売買契約書の写し ⑤ 増改築等工事証明書 など
相続時精算課税の選択 (相続税法第 21 条の 9)	戸籍の謄本 など

Ⅱ I 以外で提出をお願いしている書類

主な項目	添付書類の名称
申告書作成時の検討内容を確認する書類	各種特例の適用要件及び提出書類チェックシート など
財産の評価に関する書類 ※ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書を除きます。	① 取引相場のない株式（出資）の評価明細書 ② 上場株式の評価明細書 ③ 登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書 ④ 配偶者居住権等の評価明細書 ⑤ 一般動産及び船舶の評価明細書 ⑥ 定期借地権等の評価明細書 ⑦ 市街地農地等の評価明細書 ⑧ 山林・森林の立木の評価明細書 ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書 ⑩ 営業権の評価明細書 ⑪ 定期金に関する権利の評価明細書 ⑫ 信託受益権の評価明細書 ⑬ 実測図等の写し（地形図の分かるもの） ⑭ 固定資産税評価証明書の写し ⑮ 評価方法の明細（その他の財産に係る評価） など

こちら

こちら

令和 年 月 日

令和 0 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の

申告書

第一表 (令和五年分以降用)

納税地, 現在の住所, フリガナ, 氏名, 職業, 屋号・雅号, 世帯主の氏名, 世帯主との続柄, 振替継続希望, 種類, 青色, 分離, 国出, 損失, 修正, 特農の表示, 特農, 整理番号, 電話番号, 自宅・勤務先・携帯

(単位は円)

収入金額等 (事業, 農業, 不動産, 配当, 給与, 公的年金等, 雑業務, その他, 総合譲渡, 短期, 長期, 一時)

所得金額等 (事業, 農業, 不動産, 利子, 配当, 給与, 公的年金等, 雑業務, その他, 7から9までの計, 総合譲渡・一時, 合計)

所得から差し引かれる金額 (社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 寡婦・ひとり親控除, 勤労学生・障害者控除, 配偶者(特別)控除, 扶養控除, 基礎控除, 13から24までの計, 雑損控除, 医療費控除, 寄附金控除, 合計)

税金の計算 (課税される所得金額, 上の30に対する税額, 配当控除, 雑所得等特別控除, 住宅耐震改修特別控除等, 差引所得税額, 災害減免額, 再差引所得税額, 復興特別所得税額, 所得税及び復興特別所得税の額, 外国税額控除等, 源泉徴収税額, 申告納税額, 予定納税額, 第3期分の税額, 納める税金, 還付される税金, 修正申告)

その他の (公的年金等以外の合計所得金額, 配偶者の合計所得金額, 専従者給与(控除)額の合計額, 青色申告特別控除額, 雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額, 未納付の源泉徴収税額, 本年分で差し引く繰越損失額, 平均課税対象金額, 変動・臨時所得金額, 延届納の出)

還受付される税金の場所, 郵便局名等, 預金種類, 普通, 当座, 納税準備, 貯蓄, 通信用印, 年月日, 公金受取口座登録の同意, 公金受取口座の利用

整理欄 (区分, A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, 異動, 補完, 確認)

44・45・49・51又は52の記入をお忘れなく。

こちら

給与等の源泉徴収事務に係る 令和 6 年分所得税の定額減税のしかた

源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、「令和 6 年度税制改正の大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、令和 6 年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

この場合、令和 6 年 6 月 1 日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなりますので、早期にご準備に着手できますようこのパンフレットを作成いたしました。

定額減税の制度の詳細につきましては、このパンフレットをご参照いただくほか、国税庁ホームページの定額減税特設サイト（随時最新情報に更新します。）をご覧ください。

（定額減税特設サイト：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>）

（注） このパンフレットは「令和 6 年度税制改正の大綱」及び「令和 6 年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」に沿って、定額減税の概要を説明したものであり、定額減税の実施については、国会審議を経ることが前提となることにご留意ください。

また、このパンフレットは令和 6 年 1 月 1 日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。



定額減税特設サイト

目 次

1. 定額減税の概要	1 ページ
2. 給与の支払者の事務のあらまし（給与所得者に対する定額減税）	2 ページ
3. 月次減税事務の手順	2 ページ
4. 年調減税事務の手順	10 ページ
5. 源泉徴収票への表示	14 ページ

1. 定額減税の概要

定額減税の対象となる人

令和 6 年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）の適用を受けることができる人は、令和 6 年分所得税の納税者である居住者で、令和 6 年分の所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下である人です。

（注） 「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて 1 年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

定額減税額

定額による所得税額の特別控除の額（以下「定額減税額」といいます。）は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000 円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1 人につき 30,000 円

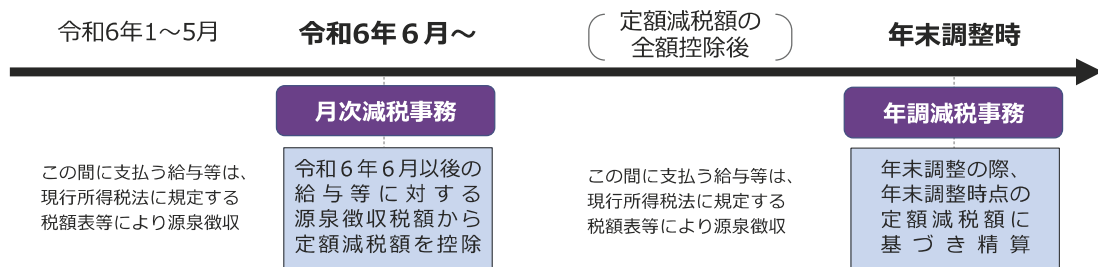
2. 給与の支払者の事務のあらまし（給与所得者に対する定額減税）

給与所得者に対する定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者のもとで、その給与等を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

給与の支払者は、

- ① 令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与を含みます。以下同じです。）に対する源泉徴収税額からその時点の定額減税額を控除する事務（以下「**月次減税事務**」といいます。）と
- ② 年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき精算を行う事務（以下「**年調減税事務**」といいます。）

の二つの事務を行うことになります。



(注) このあらまし中の次の用語は、それぞれ次に掲げる意味で使用しています。

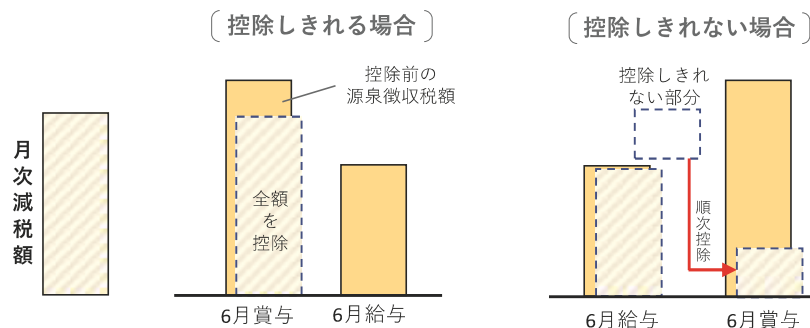
「月次減税額」・・・令和6年6月以後に支払う給与等に対する源泉徴収税額から控除する定額減税額

「年調減税額」・・・年末調整時に年調所得税額から控除する定額減税額

「扶養控除等申告書」・・・「令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

3. 月次減税事務の手順

月次減税事務では、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払う給与等に対する源泉徴収税額から順次控除します。



月次減税事務は次の手順で行います。

